

木造住宅合理化システムの認定結果について

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター

1. はじめに

木造住宅の振興を図るため様々な対応策が講じられておりますが、その一つとして、木造住宅の受注・設計・生産・供給の合理化が強く求められております。

当センターにおいては、合理化した木造住宅の生産供給システムを対象とした「木造住宅合理化システム認定事業」を平成元年から実施し、前回までに957システムを認定しました。これまでに認定されたシステムを使って供給した住宅は、累計で76万棟を越えます。

2. 認定の対象

次の二つのタイプを認定の対象とします。

①基準性能タイプ：木造軸組工法による住宅を生産・供給することができる合理化されたシステム

- イ 生産・供給において合理化された提案があること
- ロ 性能が建築基準法施行令の関係法令及びフラット35の関係技術基準に適合していること
- ハ 規模・平面・立面に選択性を有すること
- ニ 供給後に長期性能保証・維持管理補修サービス等ができること

②長期性能タイプ：基準性能タイプの基準に加え、長期優良住宅の認定基準（長期使用構造等の基準）の次の性能を有するシステム

- イ 劣化対策（等級3相当）
- ロ 耐震性能（耐震等級2以上 構造躯体の倒壊防止）
- ハ 維持管理・更新の容易性（維持管理対策等級3）
- ニ 省エネ対策（等級4）

3. 申請システムの審査結果

今回、申請のあったシステムについて、当センターに設置した審査委員会で審議した結果、令和3年7月1日付けで、基準性能タイプ1システムを更新認定しました（別紙参照）。

問い合わせ先：公益財団法人 日本住宅・木材技術センター
認証部 増村
TEL 03-5653-7581
FAX 03-5653-7582

第33A次 木造住宅合理化システム 認定リスト

更新認定……基準性能タイプ

認定番号	認定システム名 ／認定取得者名	システムの概要	所在地 ／連絡先
S1807-01	クラシス・スマートパネル工法 クラシス(株)	<ol style="list-style-type: none">1. 設計・積算からプレカットまでのCAD/CAMシステムの連動及び受注から出荷・配送までをコンピュータで一括管理することで、生産性の向上及びデリバリーの効率化を図っている。2. 床と壁のパネル化及び接合金物による接合部の簡素化により、加工の省力化及び施工の省略化を図っている。3. 完成後の維持管理体制が整っている。	福井県 0778-54-8400

(2) ウレタンフォーム吹付断熱による高气密高断熱の容易化

一般的に使用されている繊維系断熱材やボード状断熱材では、湿気による脱落や施工上やむをえざる隙間のため、断熱性能や気密性の確実な確保が難しいという欠点がある。本工法では、独自形状の壁パネルに現場吹付の硬質ウレタンフォームが密着することで、煩雑な気密テープ貼りが無くとも隙間の無い断熱工事を可能にしている。屋根も同様にウレタンフォームを吹き付けるため、基本的に1日で建物全体の断熱工事を完了し、施工合理化を実現している。加えてウレタンフォームの施工厚みを調整することで、断熱性能の邸別カスタマイズに対応が可能である。

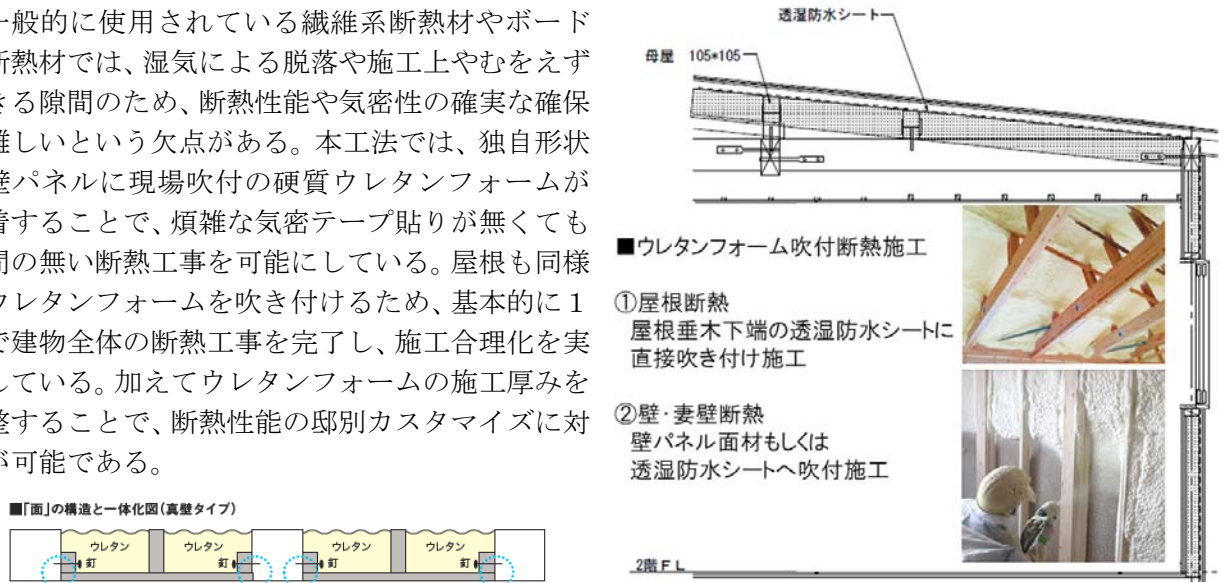


図5 壁パネル及びウレタン吹付断熱の断面イメージ

(3) 現場施工の合理化とコストダウン

本工法の壁パネルは、建物内部から取付けできる真壁タイプのため内部側からでも取付けしやすく、かつ一般的な真壁パネルに比べて枠材がスリムで軽量である。ホールダウン金物等との干渉防止もなされており、一般的なパネル工法に比べて、現場での施工性向上と工期短縮によって施工コストの削減が可能である。さらに、必要耐力に応じて壁パネルや開口パネルを柔軟に選択して配置できるため、本工法の普及に重要となる高い設計自由度と、コストダウンを実現している。

第3章 供給体制について

「クラシス・スマートパネル工法」では、営業活動から設計、積算、資材調達、プレカット加工を生産部内で一本化することで合理化している。また、当社技術基準を満たした職人によって構成するクラシス共栄会をはじめとする提携施工店を組織化して施工を行い、その工事管理や維持管理およびアフターサービスを、工事部が担当する。

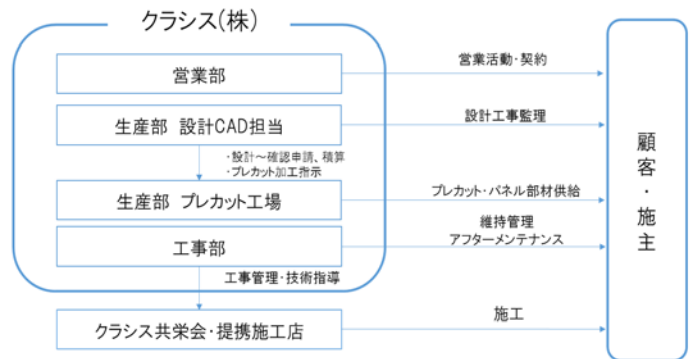


図6 供給体制

第4章 維持管理について

4-1. 維持管理補修サービス

建物完成の際に施主へ保全計画書を渡し、工事部を担当部署として35年間にわたり維持管理を実施する。建物完成から1年目、3年目、5年目、それ以降は5年毎にて35年間に渡って保全計画書に基づいて定期点検を無償で行う。住宅瑕疵担保責任保険で10年間保証している部分以外は、3年目までの修繕は無償とし、それ以降の修繕は有償にて適時実施する。

4-2. 保全計画書

基礎、構造材、屋根、外壁、建具、設備配管、電気設備などの各項目で点検項目、点検周期を保全計画書(当社書式「住まいの点検シート」)に定め、それに基づいて無償にて定期点検を行う。

4-3. その他

住宅瑕疵担保責任保険ならびに地盤保証による10年間保証を利用する。